

# 介護保険負担限度額認定申請チェックリスト

- 全てチェック
- 該当する場合のみチェック

## 【1】対象者の判定について（あてはまらない場合は対象外）

- 対象者は市町村民税非課税世帯（世帯全員が非課税）である。
- 配偶者（世帯分離している配偶者及び内縁関係の者を含む）がいない、もしくは配偶者は非課税である。
- 以下のどれかに当てはまる。
  - 年金収入等※82.65万円以下かつ、預貯金等の合計金額が**650万円**以下（夫婦**1,650万円**以下）
  - 年金収入等82.65万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計金額が**550万円**以下（夫婦**1,550万円**以下）
  - 年金収入等120万円超かつ、預貯金等の合計金額が**500万円**以下（夫婦**1,500万円**以下）

※年金収入等＝公的年金等収入額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

## 【2】申請書（表面）について

- フリガナ、生年月日、住所、性別、電話番号が正しく記入されている。
- 被保険者の氏名が手書きで正しく記入されている。
- （介護保険施設に入所（院）中の場合）※グループホーム・ケアハウスなどは対象外です。施設の名称、入所（院）年月日が正しく記入されている。
- 配偶者の有・無に○をつけている。
  - （配偶者が「有」の場合）  
配偶者に関する事項が漏れなく記入されている。
- 収入等に関する申告のあてはまる箇所にチェックをつけている。
  - （遺族年金・障害年金を受給している場合）  
受給している年金に○をつけている。
- 預貯金等に関する申告にチェックをつけている。
- 預貯金額、有価証券、その他に正しく金額等を記入している。  
※該当するものがない場合は、空欄ではなく0円と記入する。
- （被保険者本人以外が申請する場合）  
申請者の欄が漏れなく記入されている。

## 【3】申請書（裏面）について

- <本人>の欄に手書きで正しく記入されている。
- （配偶者がいる場合）  
<配偶者>の欄に手書きで正しく記入されている。
- （代筆の場合）  
代筆者氏名が手書きで記入されている。

## 【4】添付書類について

- 通帳は**最新の取引**まで記帳している。
- 残高が分かるページと表紙（口座番号・氏名が分かるページ）のコピーを添付している。
- 本人名義**の預貯金（普通・定期）**全て**が確認できるコピーを添付している。
  - （配偶者がいる場合）  
**配偶者名義**の預貯金（普通・定期）**全て**が確認できるコピーを添付している。
- （本人もしくは配偶者に、以下の表に含まれる資産がある場合）  
確認できる書類を添付している。

預貯金等に含まれるもの	確認方法（添付書類）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告

- （個人番号（マイナンバー）を記載している場合）  
裏面のとおりに確認書類を提示（郵送の場合はコピーを添付）している。

※上記項目に不備があると、受付できない場合がありますのでご注意ください。

各種申請において個人番号を記載された場合、受け付けの際個人番号に誤りがないか、「番号確認」及び「本人確認」（代理人申請の場合「代理権確認」「代理人の身元確認」「本人の番号確認」）を行わせていただきますので、下記の通り確認資料の提示等をお願い致します。

※ なお、個人番号の記載や確認資料の提示が困難な場合には、個人番号は未記入のまま提出いただいて差し支えありません。（未記入の場合、確認資料は不要です）

【Ⅰ. 本人が申請する場合】

	「番号確認」①～③のうち1つ	「本人確認」①～③のうち1つ、または④のうち2つ
対面・郵送※注	<p>① 個人番号カード</p> <p>② 通知カード</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>	<p>① 個人番号カード</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合 （以下の書類を2つ以上） ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p>

【Ⅱ. 本人の代理人が申請する場合】

	「代理権確認」 ①～②のうち1つ	「代理人の身元確認」 ①～②のうち1つ、または③のうち2つ	「本人の番号確認」 ①～③のうち1つ
対面・郵送※注	<p>① 法定代理人の場合 戸籍謄本その他その資格を証明する書類</p> <p>② 任意代理人の場合 委任状</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合 本人の被保険者証</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p> <p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの）</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合 （以下の書類を2つ以上） ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し</p>

※注 郵送の場合は、書類又はその写しの提出が必要です。